

公益財団法人堺市教育スポーツ振興事業団個人情報保護規程

平成 15 年 10 月 1 日 制 定

令和 6 年 4 月 1 日 最近改正

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）に基づき、公益財団法人堺市教育スポーツ振興事業団（以下「事業団」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（平 24. 4・一改、平 28. 4・一改）

(定義)

第 2 条 この規程における用語の意義は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号。以下「政令」という。）において使用する用語の例による。

(事業団の責務)

第 3 条 事業団は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を害することのないよう努めるとともに、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業団の役員及び職員（以下「役職員」という。）又は役職員であった者は、職務上知り得た個人情報を他に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。
- 3 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 26 条第 1 項に規定する労働者派遣契約に基づき事業団に派遣された派遣労働者（以下単に「派遣労働者」という。）又は派遣労働者であった者は、当該労働者派遣契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他に知らせ、又は、不当な目的に使用してはならない。

（平 21. 7・一改、平 28. 4・一改）

第 2 章 個人情報

(利用目的の特定)

第 4 条 事業団は、個人情報を取り扱うに当たってはその利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定するものとする。

- 2 事業団は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行つてはならないものとする。

(適正な個人情報の取得)

第 5 条 事業団は、個人情報を取得するときは、前条の規定により特定した利用目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により取得し、偽りその他不正の手段により取得してはならない。

2 事業団は、次に掲げる場合を除く他、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取り得してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(5) 学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であつて、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき(当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的ある場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害する恐れがある場合を除く。)(事業団と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。)

(6) 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、法第57条第1項各号に掲げる者その他平成28年個人情報保護委員会規則第3号個人情報の保護に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第6条で定める者により公表されている場合

(7) その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令第9条で定める場合

(取得に際しての利用目的の通知等)

第6条 事業団は、個人情報を取得したときは、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかにその利用目的を本人に通知し、又は公表するものとする。

2 事業団は、前項の規定にかかわらず、本人から直接書面(電子的方式等、その他人の知覚によって認識できない方式で作られる記録を含む。)に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ本人に対し、その利用目的を明示するものとする。

ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りではない。

3 事業団は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表するものとする。

4 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しないものとする。

(1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより、事業団の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

(3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより、当該事務

の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合
(利用目的による制限)

第7条 事業団は、あらかじめ本人の同意を得ないで、第4条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を利用してはならない。

2 合併その他の事由により他の団体等から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならないものとする。

3 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しないものとする。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のため特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(5) 学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき(当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)

(不適正な利用の禁止)

第8条 事業団は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならないものとする。

第3章 個人データ

(正確性の確保)

第9条 事業団は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めるものとする。

(廃棄等)

第10条 個人データが不要となった場合には、第22条に規定する個人情報管理責任者の指示に従い、当該個人データの復元又は判読が不可能な方法により、当該個人データの消去又は廃棄を遅滞なく行うものとする。

(安全管理措置)

第11条 個人データは、漏えい、滅失又はき損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を次により講じるものとする。

- (1) 個人データにアクセス（個人データに接する行為で閲覧も含む。）することができる職員の取り決めなどのアクセス制御及びアクセス権限の適正な管理
- (2) 個人データを取り扱う機器及び個人データが記録・記載された電子媒体・書類等の盗難又は噴出を防止するため、これらを施錠できるキャビネット・書庫等に保管する等の整備及び点検
- (3) 外部からの不正アクセス（不正プログラムの侵入を含む。）の防止
- (4) メール等による個人データの含まれるファイルの移送についてパスワードを設定し、情報システムの使用に伴う漏洩防止

（委託に伴う措置）

第12条 事業団は、個人データの取扱いを伴う事務の全部又は一部の処理を委託するときは、委託契約において受託者が個人情報保護のために講ずべき措置を明らかにするものとし、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

（第三者提供の制限）

第13条 事業団は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のため特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (5) 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害すおそれがある場合を除く。）

2 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

- (1) 事業団が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合
- (2) 合併その他の事由による事業の継承に伴って個人データが提供される場合
- (3) 特定の者と共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名についてあらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態においているとき。

3 事業団は、前項第3号に規定する個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

(第三者提供に係る記録の作成)

第14条 事業団は、個人データを、第三者に提供した場合には、規則第19条に定めるところにより、個人データ提供記録簿（様式第1号）を作成し、保存する。ただし、前条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

2 前項の規定により作成した記録は、規則第21条に定める期間保存するものとする。

3 第三者から個人データの提供を受けるに際しては、規則第22条に定めるところにより、必要な確認を行い、規則第23条及び規則第24条に定めるところにより、個人データ受領記録簿（様式第2号）を作成し、保存する。ただし、前条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

4 前項の規定により作成した記録は、規則第25条に定める期間保存するものとする。

第4章 保有個人データ

(保有個人データに関する事項の公表等)

第15条 事業団は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置くものとする。

(1) 保有個人データを取り扱う窓口の名称

(2) すべての保有個人データの利用目的（第6条第4項第1号から第3号までに該当する場合を除く。）

(3) 保有個人データの利用目的の求めに係る手続き及びその手数料

(4) 保有個人データの開示等の請求に係る手続き及びその手数料

(5) 保有個人データの安全管理のために講じた措置（本人の知り得る状態に置くことにより当該保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものを除く。）

(6) 保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先

2 事業団は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

(1) 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合

(2) 第6条第4項第1号から第3号までに該当する場合

3 事業団は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

(保有個人データの開示)

第16条 開示の請求方法は、次の各号に掲げる方法とする。

(1) 電磁記録の提供による方法

(2) 書面の交付による方法

(3) 閲覧その他事業団が定める方法

2 事業団は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせるることを含む。）を請求されたときは、本人に対し、遅滞なく、当該保有個人データを開示するものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

(1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

(3) 他の法令に違反することとなる場合

3 事業団は、前項の規定に基づき請求された当該保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

4 他の法令の規定により、当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、第1項及び第2項の規定は適用しないものとする。

5 第1項第1号又は第2号に定める方法により開示の請求があった場合において本人の同意があった場合は、事業団が定める閲覧等の方法によることができるものとする。

6 第1項から第3項までの規定は、第14条第1項及び第3項の記録（政令第11条各号に掲げるものを除く。）について準用する。

（保有個人データの訂正等）

第17条 事業団は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）を請求された場合には、その内容の訂正等に関して、他の法令の規定により特別の手続きが定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行うものとする。

2 事業団は、前項の規定に基づき請求された保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）通知するものとする。

（保有個人データの利用停止等）

第18条 事業団は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが目的外利用されているとき、偽りその他不正の手段により個人情報が取得されているとき、又は本人の同意なく、要配慮個人情報が取得されたときに該当するとして当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下「利用停止等」という。）を請求された場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、その違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人

データの利用停止等を行うものとする。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

2 事業団は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが違法に第三者に提供されているとして当該保有個人データの第三者への提供の停止を請求された場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供の停止をするものとする。ただし、第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他第三者への提供の停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

3 事業団は、当該本人が識別される保有個人データについて次の各号のいずれかに該当する場合であって、本人から、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止にかかる請求があった場合は誠実に応じるものとする。

(1) 事業団において利用する必要がなくなった場合

(2) 個人データの漏洩等があった場合

(3) 当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

4 事業団は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を行うものとする。ただし、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他利用停止等又は第三者への提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

5 事業団は、第1項若しくは前項の規定に基づき、保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは行わない旨を決定したとき、又は第2項若しくは前項の規定に基づき、保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供の停止を行ったとき若しくは行わない旨を決定したときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

(理由の説明)

第19条 事業団は、第15条第3項、第16条第3項、第17条第2項又は前条第5項の規定により、本人から求められ、又は請求された措置の全部若しくは一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めるものとする。

(開示等の請求に係る手続き)

第20条 事業団は、第16条第2項、第17条第1項、第18条第1項、第2項若しくは第3項の規定による求め又は請求（以下「開示請求等」という。）を受ける場合には、当該開示請求等をする者（以下「開示等請求者」という。）に対し、次の事項を記載した保有個人データ開示等請求書（様式第3号）の提出を求めることができる。

- (1) 開示等請求者の氏名及び住所
 - (2) 開示請求等の理由
 - (3) 開示請求等を請求しようとする保有個人データを特定するに足りる事項
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、事業団が定める事項
- 2 開示請求等は本人のほか、未成年者若しくは成年後見人の法定代理人又は開示請求等をすることにつき本人が委任した代理人によって行うことができる。
- 3 第1項の場合において、事業団は、開示等請求者に対して、当該開示請求等に係る保有個人データの本人であること(前項の規定による開示請求等にあっては本人の代理人であること)を示す書類の提示又は提出を求めることができる。

(開示等の請求に係る手数料及び費用負担)

第21条 前条の規定に基づく開示請求等に係る手数料は無料とする。ただし、第16条第1項第1号又は第2号に規定する方法により開示する場合は、別表に定める費用を負担しなければならない。

第5章 体制等

(個人情報管理責任者)

第22条 事業団は、個人情報の適切な取扱いに関する事務を総括する者として、個人情報管理責任者を置くものとし、事務局長をもってこれに充てる。

2 個人情報管理責任者は、職員のうちから個人情報管理者を指名し、この規程により処理することとされた個人情報の適正な取り扱いに関する事務を行わせることができる。

(苦情処理)

第23条 個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理を行うため、前条に規定する個人情報管理責任者は、職員のうちから個人情報苦情処理担当者を指名し、その処理に当たらせるものとする。

2 事業団は、前項の実施に当たり、相談窓口の設置、苦情処理の手順の定め、記録台帳の作成・保存等必要な体制の整備に努めるものとする。

(漏洩等の報告等)

第24条 事業団は、その取り扱う個人データの漏洩、滅失、毀損その他の個人データの安全確保に係る事態であつて個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして規則第7条に定めるものが生じたときは、規則第8条で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。ただし、事業団が他の個人情報取扱事業者又は行政機関等から当該個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合は、規則第9条で定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該他の個人情報取扱事業者又は行政機関等に通知したときは、この限りでない。

2 前項に規定する場合(同項ただし書きの規定による通知をした場合を除く。)には、事業団は、本人に対し、規則第10条で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなけ

ればならない。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときはこの限りでない。

(啓発・研修)

第25条 事業団は、役職員に対し、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な研修を行うものとする。

(委任)

第26条 この規程に定めるもののほか、個人情報の適正な取り扱い及びこの規程の施行に関し、必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成15年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現に事業団が行っている個人情報取扱事務については、第4条第1項中「開始しようとするときは」とあるのは、「現に行っているときは」と読み替えて、この規程の施行後すみやかに同項の規定を適用する。

(適用区分)

3 この規程は、平成15年10月1日以後に收受した個人情報を含む法人文書について適用するものとし、施行日前に收受した個人情報を含む法人文書については、開示申出及び訂正申出等に対応できるよう編集整理されたものから順次適用するものとする。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月29日財団法人堺市教育スポーツ振興事業団処務規程等の一部を改正する規程)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表

別表(費用負担)

開示の請求方法	提供方法	費用負担額
(1) 電磁的記録の提供	CD-ROMによる場合	1枚につき 100円
	電子メールに添付して送信する場合	無料
(2) 書面の交付	文書の写しを交付する場合	1枚につき 10円

(備考) 1 両面印刷の場合は、片面を1枚として計算する。

2 郵送の場合は、別途郵送料を徴収する。

3 この表以外の方法による場合の費用については、実費を勘案して理事長が定める。

(様式第1号) 個人データ提供記録簿

提供年月日	提供先氏名	提供先住所	識別される本人の氏名等	個人データの項目	本人の同意

(規則第20条第1項第2号による記録事項)

(様式第2号) 個人データ受領記録簿

提供を受けた年月日	提供元氏名	提供元住所	提供元における個人データ取得の経緯	識別される本人の氏名等	個人データの項目	本人の同意又はオプトアウト規定

(規則第24条第1項第2号による記録事項)

(様式第3号)

保有個人データ開示等請求書

令和 年 月 日

公益財団法人 堺市教育スポーツ振興事業団

理事長様

開示等請求者

氏名

郵便番号

住所

電話番号

公益財団法人堺市教育スポーツ振興事業団個人情報保護規程第20条の規定に基づき、私(本人)の個人情報について下記のとおり請求します。

記

番号	請求内容
1	個人データの開示
2	個人データの訂正等
3	個人データの利用停止
4	個人データの第三者への提供の停止

※上記の該当する番号に○を入れて下さい。

1 の請求方法 (電磁記録の提供 ・ 写しの交付 ・ 閲覧)

・開示請求等の理由

・請求する個人データを特定する事項(開示請求等にかかる個人情報の内容)

※代理人による請求の場合

本人の氏名

電話番号

住所

本人及び代理人であることを確認できる資料を添付してください。

(裏面)

○本人確認資料

マイナンバーカード、運転免許証、旅券(パスポート)、その他()

○代理人確認資料

代理人にかかる上記のもの

(任意代理)

本人の委任状・印鑑証明書

(法定代理人)

未成年者の場合 戸籍謄抄本、住民票の写し

成年後見人の場合 登記事項証明書